

氏名(国籍)	李 咏 根 (韓国)
学位の種類	博士(国際政治経済学)
学位記番号	博甲第3607号
学位授与年月日	平成17年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	国際政治経済学研究科
学位論文題目	国際経済秩序におけるガット第六条 - 国際アンチダンピング法の存立基盤の再検討 -
主査	筑波大学教授 博士(法学) 首藤もと子
副査	筑波大学教授 博士(法学) 波多野澄雄
副査	筑波大学教授 Ph.D(国際関係論) 赤根谷達雄
副査	早稲田大学教授 学術修士・法学修士(LL.M) 河野真理子

### 論文の内容の要旨

本論文は全6章から構成され、ガット第6条が規定するアンチダンピング制度をめぐる体系的な検討を通して、国際法の観点からその存立基盤を考察することを目的としている。

第1章では、まずアンチダンピング制度そのものについて否定論と肯定論があるとしたうえで、制度肯定論のなかで、アンチダンピング法の正当性をめぐる経済学と法学の立場からの諸学説を検討している。制度肯定論に含まれる学説のうち、異常競争防止論や不公正貿易論、インターフェイス論および比較優位国内産業保護論について、それぞれ批判的に検討している。その結果、これまでの諸学説は、アンチダンピング制度の存立基盤に関して、十分な理論的論拠を示しているとはいえないとの見解を論じている。

第2章では、ガット成立以前の国際通商会議ではダンピングが議題になったにとどまったが、第2次世界大戦後、アンチダンピングに関する規定がITO憲章34条(ガット第6条)として挿入された意図と背景を検討している。これは、ITO憲章を継承したガットが、自由無差別を国際貿易体制の基本ルールにする一方で、ダンピングと損害の因果関係が証明された場合に、アンチダンピング税を承認している第6条について、その当初の意図を考察したものである。そして、国際アンチダンピング法の生成過程には、保護貿易的な政策がもたらした結果である戦争からの反省と、より自由な貿易を望む諸国の意思が存在していたことが指摘されている。

第3章では、ガット第6条の起源とされる米国の競争法およびITO憲章第34条(後にガット第6条へ吸収)の起草過程の分析を行っている。また、ガットの各ラウンドにおける第6条改正の背景と交渉過程を考察して、国際経済秩序における第6条の意義を考察している。さらに、ガット第6条の成立に影響を与えた米国の競争法および第6条の起草過程をめぐる交渉過程を整理し、ケネディラウンド、東京ラウンド、ウルグアイ・ラウンドの各交渉過程において、アンチダンピング制度がいかに認識されてきたかについて、多くの一次資料をふまえて論じている。

この実証的な資料分析により、ガット第6条は、当初自由貿易を保護し推進するために期待された法律であったが、1980年代以降、米国の経済的プレゼンスの後退という国際経済環境にあつて、ガット第6条は

国際通商においてダンピングを規制できる権利を加盟国に与える機能として利用され始めたことが指摘されている。すなわち、価格差別でないコスト割れ販売までダンピングの定義として拡大解釈したことが、「実質的損害」要件から「僅少な損害」要件へと変わったことが指摘されている。それゆえ、国内産業を保護する「武器」として、アンチダンピング制度が「濫用」され始めたとの批判が強まり、ガット第6条の存立基盤が問われることになったと論じている。

第4章では、ウルグアイ・ラウンド終了後の新ラウンドにおいて、アンチダンピング協定をめぐる各国の見解の比較と改正案をめぐる論点を検討している。前者については、アンチダンピング・フレンズ・グループはアンチダンピング措置の濫用防止を念頭に、規律を明確化し、手続きを厳格に適用するよう求めているが、米国はWTO紛争処理機関の権利濫用を指摘し、迂回条項の導入によって、アンチダンピング措置の対象をさらに拡大しようとしていること、他方で途上国は、協定15条の有効性の確保とともに「特別かつ異なる扱い(S&G)」の重要性を強調していることが指摘されている。本章を通じて、新ラウンド交渉におけるこれらの議論はアンチダンピング制度の存否に関わる議論ではなく、協定の規定をいかに自国の法令に合致するように改正を行うか、という政治的な意図を伴うことが明らかにされている。

第5章では、GATT/WTOの紛争処理手続を用いたアンチダンピング関連事例を分析している。アンチダンピング法の存立基盤について、紛争当事国はどのような論点に基づいて争い、それに対してGATT/WTO紛争処理機関はいかなる判断を示したかが、資料分析を通して検証されている。その結果、本章では、GATT/WTO紛争処理手続及び事例分析から、アンチダンピング法の存立基盤に関する決定的な論拠を導くことは容易でないという結論に至っている。その理由として、申立国にとってアンチダンピング法の存立基盤をあえて持ち出す必要がなかったこと、アンチダンピング法の本質を問うこと自体、申立企業にとって非現実的であること、紛争処理機関による「判断回避」が考えられることがあげられている。

終章では、これまでの分析結果を基に国際アンチダンピング法の存立基盤に関する今日的意味を論じている。国際アンチダンピング法の濫用防止と法的枠組みの提供といった機能は頻繁に政治化され、その司法化にも限界があることから、ガット第6条の存立基盤の形骸化が問題となっていることが指摘されている。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文はガット第6条をめぐる包括的な研究である。本論文はガット成立後50年以上にわたる歴史的枠組みと経済学の学説をふまえたうえで、ガット第6条の国際アンチダンピング法としての存立基盤について、緻密な議論を展開している。本論文は、諸学説の検討、同条文の起草過程の検討、ガットの各ラウンドにおける交渉の経緯と進展、新ラウンドにおけるいくつかの異なるグループの立場について分析したのち、アンチダンピング法をめぐる経済紛争処理の事例研究を行っている。それらの事例研究を通して、本論文はアンチダンピング法の存立基盤に関して法的な論拠を導くことは容易ではないと論じるに至っている。

本論文が実証しているのは、自由貿易の実現を目指すGATT/WTO体制の維持にとって、国際アンチダンピング法の存立それ自体は、その必要性について諸国家の「合意」がある以上、正当化できるということである。市場経済のグローバル化が進む現在の国際政治経済関係のなかで、国際経済秩序を維持・発展させるうえで、国際アンチダンピング法がいかなる役割を果たすべきか、その課題は何かという問いは根本的な問題であり、本論文が提示した論点は、グローバル化の新たな状況においても意義をもつものである。本論文は、ガット第6条をめぐる法的基盤と市場の論理の相克、紛争処理の事例研究を通じたアンチダンピング法の法的基盤に関して、体系的かつ包括的に取り組んだ労作である。

資料面においては、既存の研究や文献のほかに、GATT/WTOの膨大な資料のなかから、本論文に関連するテーマを扱った一次資料をほぼ網羅している。

本論文は、国際法と国際経済法の分野での分析手法を基本としつつ、歴史的な経緯や政治的な交渉過程についても十分に配慮した記述を含んでおり、学術的貢献は高いと評価できる。

よって、著者は博士（国際政治経済学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。